

平成24年12月28日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

条 例

- 秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（90・財政課）…………… 2
- 秋田県指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（91・障害福祉課）…………… 2
- 秋田県指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（92・障害福祉課）…………… 2
- 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（93・幼保推進課）…………… 4

この号で公布された条例のあらまし

◇秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第90号）

- 1 引用している養ほう振興法（昭和30年法律第180号）の題名を改めるとともに、所要の規定の整理を行うこととした。（第12条関係）
- 2 施行期日
この条例は、養ほう振興法の一部を改正する法律（平成24年法律第45号）の施行の日（平成25年1月1日）から施行することとした。

◇秋田県指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第91号）

- 1 指定児童発達支援、指定福祉型障害児入所施設、指定療養介護、指定障害者支援施設その他児童福祉法（昭和22年法律第164号）又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく障害児又は障害者に係るサービス又は施設等について、その定員を超えてサービスを提供し、又は施設等に入所させることができるやむを得ない事情として、虐待を明示することとした。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第92号）

- 1 児童発達支援に係る基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。（第29条～第34条関係）
- 2 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。（第48条～第50条関係）
- 3 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
 - (2) 秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第66号）及び秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第69号）について所要の規定の整理を行うこととした。

◇秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（秋田県条例第93号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、保育所の設備及び運営に関する基準を定めることとした。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。
 - (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 二 秋田県指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 三 秋田県指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 四 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成二十四年十二月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県条例第九十号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県標準事務関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「(養蜂振興法関係手数料)」に改め、同条中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

附 則

この条例は、養ほう振興法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第四十五号)の施行の日(平成二十五年一月一日)から施行する。

秋田県条例第九十一号

秋田県指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「災害」の下に「虐待」を加える。

- 一 秋田県指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十四号)第二十一条ただし書
- 二 秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十五号)第十五条ただし書
- 三 秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十六号)第三十七条ただし書、第六十一条ただし書及び第八十二条ただし書
- 四 秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十八号)第二十条ただし書
- 五 秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十九号)第十九条ただし書
- 六 秋田県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第七十号)第十一条ただし書
- 七 秋田県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第七十一号)第十条ただし書
- 八 秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第七十二号)第十九条ただし書

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第九十二号

秋田県指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

「第二章 児童発達支援

目次中「第二章 児童発達支援(第四十条―第二十八条)」を 第一節 人員、設備及び運営に関する基準(第四十条―第二十八条) に、「第二十一節 基準該当通所支援に関する基準(第二十九条―第三十四条)」

「第四章 放課後等デイサー

ビス 九条―第三十五条」を「第三十五条―第四十一条」に、「第四章 放課後等デイサービス(第二十六条―第四十一条)」を 第一節 人員、設備及び 第二節 基準該当通所支

援に関する基準(第四十二条―第四十七条) に、「第四十二条―第四十七条」を「第五十一条―第五十六条」に、「第四十八条―第五十条」を「第五十七号―第五十九号」に、「第五十一条」を「第六十条」に改める。

第二条中「いう。」の下に「第二十一条の五の四第一項第二号並びに」を加え、「指定障害児通所支援の事業」を「指定通所支援の事業等」に改める。

第二条第八号中「第二十九条」を「第三十五条」に、「第三十六条」を「第四十二条」に、「及び第四十二条」を「及び第五十一条」に改め、同条を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 基準該当通所支援 法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。

第二章中第四条の前に次の節名を付する。

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第五十一条中「指定障害児通所支援の事業」を「指定通所支援の事業等」に改め、同条を第六十条とする。

第五十条第一項から第四項までの規定中「第三十二条」を「第三十八条」に、「第三十九条」を「第四十五条」に改め、第六章中同条を第五十九条とし、第四十九条を第五十八条とする。

第四十八条第一項中「第三十条、第三十七条」を「第三十六条、第四十三条」に、「第四十三条第一項」を「第五十二条第一項」に、「第三十条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第三十七条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条を第五十七条とする。

第四十七条中「第四十三条第一項第二号」を「第五十二条第一項第一号」に、「第四十六条各号」を「第五十五条各号」に改め、第五章中同条を第五十六条とし、第四十六条を第五十五条とし、第四十二条から第四十五条までを九条ずつ繰り下げる。

第四十一条中「第三十四条の」を「第四十条の」に、「第四十一条」を「第四十七条」に、「第三十四条各号」を「第四十条各号」に改め、第四章中同条を第四十七条とし、同条の次に次の一節を加える。

第二節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者)

第四十八条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 指導員又は保育士

二 児童発達支援管理責任者

2 前項に定めるもののほか、基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

(設備及び備品)

第四十九条 基準該当放課後等デイサービス事業所には、規則で定めるところにより、指導訓練を行う場所その他規則で定める設備及び備品を設けなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(準用)

第五十条 第七条、第十二条、第十三条、第十五条から第十九条まで、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条から第二十八条まで、第三十二条、第三十四条、第四十条、第四十二条、第四十五条並びに第四十六条第二項及び第三項の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第二十条各号」とあるのは「第五十条において準用する第四十条各号」と、第三十二条中「前条(第十四条第二項及び第三項)」とあり、及び第二十四条中「第三十二条(第十四条第二項及び第三項)」とあるのは「第五十条(第四十六条第二項及び第三項)」と読み替えるものとする。

第四十条を第四十六条とし、第三十七条から第三十九条までを六条ずつ繰り下げ、第三十六条を第四十二条とし、第四章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 人員、設備及び運営に関する基準

第三十五条中「第三十四条各号」を「第四十条各号」に改め、第三章中同条を第四十一条とし、第二十四条を第四十条とし、第二十九条から第三十二条までを六条ずつ繰り下げる。

第二章に次の一節を加える。

第二節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者)

第二十九条 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 指導員又は保育士

二 児童発達支援管理責任者

2 前項に定めるもののほか、基準該当児童発達支援事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

(設備及び備品)

第三十条 基準該当児童発達支援事業所には、規則で定めるところにより、指導訓練を行う場所その他規則で定める設備及び備品を設けなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(利用定員)

第三十一条 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(準用)

第三十二条 第四条、第七条、第十二条、第十三条、第十四条第二項及び第三項、第十五条から第二十四条まで並びに第二十六条から第二十八条までの規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第二十条各号」とあるのは、「第三十二条において準用する第二十条各号」と読み替えるものとする。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第三十三条 規則で定める要件に適合する指定生活介護事業者(秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第四十三条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないことその他の地域における児童発達支援の提供の状況により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し指定生活介護(同条例第四十二条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(同項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第十四条第二項及び第三項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

(指定通所介護事業所に関する特例)

第三十四条 規則で定める要件に適合する指定通所介護事業者(秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第五十六号)第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業者及び同条例第七十八条第二項に規定する指定療養通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないことその他の地域における児童発達支援の提供の状況により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し指定通所介護(同条例第六十七条に規定する指定通所介護及び同条例第七十八条第一項に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所(同条例第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業所及び同条例第七十九条第一項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第三十二条(第十四条第二項及び第三項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所については、適用しない。

附則第二項中「第三十七条第二項第二号」を「第四十三条第一項第二号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

2 秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「秋田県指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を「秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に、「第二十九条」を「第三十五条」に、「第三十六条」を「第四十二条」に、「同条例第四十二条」を「同条例第五十一条」に改める。

第一百九条の見出し中「従業者」の下に「等」を加え、同条第一項中「秋田県指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を「秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に、「第三十条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第三十七条第一項」を「第四十三条第一項」に改める。

(秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

3 秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第六十条第一項中「秋田県指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を「秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に、「第二十九条」を「第三十五条」に、「第三十六条」を「第四十二条」に改める。

秋田県条例第九十三号

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第四十五条第一項の規定に基づき、保育所の設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)を定めるものとする。

(一般原則)

第二条 設備運営基準は、保育所に入所している児童が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の手により、心身ともに健やかに成長し、社会生活に適應するように育成されることを保障するものとする。

2 設備運営基準は、保育所の運営を行うために必要な最低限度のものであり、保育所は、常に、当該保育所の設備及び運営についての水準の向上を図るよう努めなければならない。

3 設備運営基準を超えて、設備を設け、又は運営を行っている保育所は、設備運営基準を理由として、当該保育所の設備又は運営についての水準を低下させないように努めなければならない。

- 4 保育所は、入所している児童の人權に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、当該保育所の運営を行わなければならない。
- 5 保育所は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該保育所の運営の内容を適切に説明するように努めなければならない。
- 6 保育所は、当該保育所の運営の内容について、自ら評価を行い、当該評価の結果を公表するように努めなければならない。
- 7 保育所には、法に定める目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 8 保育所の構造設備は、採光、換気その他の入所している児童の保健衛生及び当該児童に対する危害防止について十分考慮されたものでなければならない。
- (非常災害対策)
- 第三条** 保育所は、消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 2 保育所は、毎月一回は、前項の避難訓練及び消火訓練を行わなければならない。
- (職員の一般的要件)
- 第四条** 保育所に入所している児童の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、保育を行う事業に熱意のある者であつて、保育を行う事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。
- (職員の知識及び技能の向上等)
- 第五条** 保育所の職員は、常に自己研鑽^{けんざん}に励み、法に定める保育所の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 保育所は、当該保育所の職員に対し、当該職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- (他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の特例)
- 第六条** 保育所は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該保育所の設備及び職員の一部を当該他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、第十五条第一号の乳児室又はほふく室及び同条第四号の保育室又は遊戯室並びに入所している児童の保育に直接従事する職員については、この限りでない。
- (差別的取扱いの禁止)
- 第七条** 保育所は、入所している児童に対し、当該児童の国籍、信条若しくは社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的な取扱いをしてはならない。
- (虐待等の禁止)
- 第八条** 保育所の職員は、入所している児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- (懲戒に係る権限の濫用の禁止)
- 第九条** 保育所の長は、入所している児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関し当該児童の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。
- (食事)
- 第十条** 保育所は、入所している児童に食事を提供するときは、当該保育所内で調理する方法(第六条の規定により、当該保育所の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。
- 2 保育所は、入所している児童に食事を提供するに当たつては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好^{し好}を考慮するとともに、できる限り変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行われなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 4 保育所は、入所している児童の食育の推進に努めなければならない。
- (食事の提供に係る調理の方法の特例)
- 第十一条** 次に掲げる要件に適合する保育所は、前条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を設けなければならない。
- 一 食事の提供の責任が当該保育所にあり、当該食事の提供の管理者が衛生、栄養等に関し業務上必要な注意を払うことができるように、当該保育所の体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されること。
- 一 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士による献立等についての栄養の観点からの指導その他の栄養士による必要な配慮が行われる体制が確保されること。
- 二 調理業務の受託者については、当該保育所における食事の提供の趣旨を十分認識し、衛生、栄養等に関し調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする事。

四 幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事を提供するとともに、幼児のアレルギー、アトピー等に配慮し、食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。

(記録の整備)

第十二条 保育所は、職員、財産、会計及び入所している児童の処遇の状況に関する記録を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十三条 保育所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 保育所は、当該保育所の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第十四条 保育所は、入所している児童の処遇により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、県、市町村、当該入所している児童の家族等に連絡をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、保育所の事故発生時の対応に関し必要な事項は、規則で定める。

(設備の基準)

第十五条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児(以下「乳児等」という。)を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室その他規則で定める設備を設けること。

一 乳児室の面積は、当該乳児室を利用する乳児等一人につき一・六五平方メートル以上であること。

三 ほふく室の面積は、当該ほふく室を利用する乳児等一人につき三・三平方メートル以上であること。

四 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。)、医務室、調理室その他規則で定める設備を設けること。

五 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき一・九八平方メートル以上であること。

六 屋外遊戯場の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「乳児室等」という。)を二階に設ける保育所の建物にあつては(一)から(三)まで、乳児室等を三階以上に設ける保育所の建物にあつては(四)から(六)までに掲げる要件に適合すること。

(一) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

(二) 乳児室等が設けられている階に応じ、屋外階段その他の規則で定める施設又は設備が一以上設けられていること。

(三) 乳児室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(四) (一)から(三)までに定めるもののほか、規則で定める要件

八 前各号に定めるもののほか、規則で定める保育所の設備の基準を満たすこと。

(職員)

第十六条 保育所には、保育所の長、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の員数の基準は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。)第七条第一項に規定する認定こども園である保育所(以下「認定保育所」という。)にあつては、短時間利用児(幼稚園(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))と同様に一日に四時間程度認定保育所を利用する幼児をいう。以下同じ。))おおむね二十五人につき一人以上、長時間利用児(一日に八時間程度認定保育所を利用する幼児をいう。以下同じ。))

おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上(認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね二十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上)とする。ただし、一の保育所につき二人を下回ることはできない。

(保育の内容)

第十七条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、保育所保育指針(平成二十年厚生労働省告示第四百四十一号)に従う。

(利用料)

第十八条 法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料(以下「徴収金等」という。)以外に保育所が入所している児童に対して提供するサービス(当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。)に関し当該徴収金等を支払う者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該徴収金等を支払う者の家計に与える影響を考慮して定められなければならない。

(規則への委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、保育所の設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(特例幼保連携保育所の特例)

2 秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成十八年秋田県条例第七十九号)に定める要件(幼保連携施設(就学前保育等推進法第三条第三項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。)に係るものに限る。以下同じ。)に適合する運営を行うために、設置後相当の期間を経過した幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するように保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所(以下「特例幼保連携保育所」という。)の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積(乳児等の保育の用に供する乳児室又はほふく室その他の施設及び設備の面積並びに満二歳以上満三歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室又は遊戯室その他の施設及び設備の面積を除く。)が、次の各号に掲げる学級数の区分に応じ、当該各号に定める面積以上であるときは、当分の間、第十五条第五号の規定を適用しないことができる。

一 一学級 百八十平方メートル

二 二学級以上 三百二十平方メートルに学級数から二を減じた数に百平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積

3 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の各号に掲げる学級数の区分に応じ、当該各号に定める面積に満二歳以上満三歳に満たない幼児につき第十五条第六号の規定により算出した面積を加えて得た面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

一 二学級以下 三百三十平方メートルに学級数から一を減じた数に三十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積

二 三学級以上 四百平方メートルに学級数から三を減じた数に八十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積

4 特例幼保連携保育所であつて、満三歳以上の幼児につき第十六条第二項に規定する保育士の員数の基準を満たすことが困難であるものに対する同項の規定(満三歳以上の幼児に係る部分に限る。)の適用については、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員(当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。)であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。

5 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から三年とする。

6 前項の規定にかかわらず、附則第四項の規定による知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を知事が承認した日から六年とすることができる。

7 附則第二項から前項までの規定は、秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例に定める要件に適合する運営を行うために、設置後相当の期間を経過した保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するように幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、附則第四項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

(保育士の員数の算定に関する経過措置)

8 乳児六人以上を入所させる保育所に係る第十六条第二項の規定による保育士の員数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。

(検討等)

9 知事は、保育所における保育の質の向上を図るため、設備運営基準について検討を加え、当該設備運営基準の改定の上をしようとするときは、あらかじめ、秋田県社会福祉審議会の意見を聴くものとする。